

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および
滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

令和6年12月26日に滋賀県特別職報酬等審議会から滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事等の給料月額および退職手当等を改定するため、滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

①議員報酬の額および給料月額等

- (1) 議員報酬の額および知事・副知事の給料月額については、答申どおり改定します。
- (2) その他の常勤特別職の給料月額については、知事の改定率を適用して改定します。
- (3) 非常勤特別職の報酬の額についても、知事の改定率を適用して改定します。(単位:円)

		現行	改定後	差額	
知事		1,250,000	1,320,000	+70,000	
副知事		980,000	1,030,000	+50,000	
議長		980,000	1,030,000	+50,000	
副議長		850,000	900,000	+50,000	
議員		800,000	840,000	+40,000	
その 他 の 常 勤 特 別 職	地方公営企業の管理者	830,000以内	880,000以内	+50,000	
	病院事業庁の管理者	医師以外	830,000以内	880,000以内	+50,000
		医師	1,090,000以内	1,150,000以内	+60,000
	監査委員	620,000	650,000	+30,000	
	人事委員会の委員	620,000	650,000	+30,000	
	教育長	830,000以内	880,000以内	+50,000	

②退職手当

- (1) 知事・副知事については、答申どおり改定します。
- (2) その他の常勤特別職については、知事の支給割合の改定率に準じて改定します。(単位:円)

		現行		改定後		差額
		支給割合	手当額	支給割合	手当額	
知事		59/100	35,400,000	56.8/100	35,988,480	+588,480
副知事		41/100	19,286,400	39.4/100	19,479,360	+192,960
常 勤 の 特 別 職	病院事業庁の管理者 (医師以外)	25/100	9,960,000	24.1/100	10,179,840	+219,840
	〃 (医師)	25/100	13,080,000	24.1/100	13,303,200	+223,200
	監査委員	21/100	6,249,600	20.2/100	6,302,400	+52,800
	教育長	25/100	7,470,000	24.1/100	7,634,880	+164,880

※ 退職手当 = 給料月額 × 在職月数 × 支給割合

3 施行日

令和7年4月1日

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和6年12月26日に滋賀県特別職報酬等審議会から滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、滋賀県議会議員の議員報酬の額ならびに知事等の給料月額および退職手当等を改定するため、滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

議長等の議員報酬額を次のとおり改定することとします。（第1条の規定による改正後の別表1関係）

区分	議員報酬額
議長	円 月額 1,030,000
副議長	同 900,000
議員	同 840,000

(2) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 知事等の退職手当の割合を次のとおり改定することとします。（第2条の規定による改正後の第2条の2関係）

- (ア) 知事 100分の56.8
- (イ) 副知事 100分の39.4
- (ウ) 病院事業の管理者 100分の24.1
- (エ) 教育長 100分の24.1
- (オ) 常勤の監査委員 100分の20.2

イ 知事等の給料月額を次のとおり改定することとします。（第2条の規定による改正後の別表1関係）

区分	給料月額
知事	円 1,320,000
副知事	1,030,000
地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が

	定める額
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、1,150,000円） を超えない範囲内において知事が定める額
教育長	880,000円を超えない範囲内において知事が 定める額
常勤を要する監査委員	650,000
常勤を要する人事委員会の委員	650,000

ウ 教育委員会の委員等の報酬の額を次のとおり改定することとします。（第2条の規定による改正後の別表2関係）

区分		報酬額
教育委員会	委員	円 月額 187,000
選挙管理委員会	委員長	同 210,000
	委員	同 187,000
	臨時補充委員	勤務1日につき 14,000
監査委員	議会選出の委員	月額 116,000
	識見を有する委員 (常勤を要する者を除く。)	同 246,000
人事委員会	委員長 (常勤を要する者を除く。)	同 210,000
	委員 (常勤を要する者を除く。)	同 187,000
公安委員会	委員長	同 210,000
	委員	同 187,000
労働委員会	会長	勤務1日につき 29,300
	委員	同 26,000
収用委員会	会長	同 29,300
	委員および予備委員	同 26,000
海区漁業調整委員会	会長	同 18,500
	委員および専門委員	同 15,500
内水面漁場管理委員会	会長	同 18,500
	委員および専門委員	同 15,500

(3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表1（第2条関係）		別表1（第2条関係）	
区分	議員報酬額	区分	議員報酬額
議長	円 月額 <u>980,000</u>	議長	円 月額 <u>1,030,000</u>
副議長	同 <u>850,000</u>	副議長	同 <u>900,000</u>
議員	同 <u>800,000</u>	議員	同 <u>840,000</u>
別表2以下 省略		別表2以下 省略	

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 （知事等の退職手当）</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の59</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の41</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の25</u></p> <p>(4) 教育長 <u>100分の25</u></p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の21</u></p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3から第14条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p>	<p>第1条および第2条 省略 （知事等の退職手当）</p> <p>第2条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第9号に掲げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の56.8</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の39.4</u></p> <p>(3) 病院事業の管理者 <u>100分の24.1</u></p> <p>(4) 教育長 <u>100分の24.1</u></p> <p>(5) 常勤の監査委員 <u>100分の20.2</u></p> <p>4および5 省略</p> <p>第2条の3から第14条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表1（第2条関係）</p>

区分	給料月額
知事	円 <u>1,250,000</u>
副知事	<u>980,000</u>
地方公営企業の管理者	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	830,000円（医師にあつては、 <u>1,090,000円</u> ）を超えない範囲内において知事が定める額
教育長	830,000円を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	<u>620,000</u>
常勤を要する人事委員会の委員	<u>620,000</u>

別表 2（第 4 条関係）

区分		報酬額
教育委員会	委員	円 月額 <u>178,000</u>
	委員長	同 <u>199,000</u>
選挙管理委員会	委員	同 <u>178,000</u>
	臨時補充委員	勤務 1 日につき 14,000
	議会選出の委員	月額 <u>110,000</u>
監査委員	議会選出の委員	月額 <u>110,000</u>

区分	給料月額
知事	円 <u>1,320,000</u>
副知事	<u>1,030,000</u>
地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	880,000円（医師にあつては、 <u>1,150,000円</u> ）を超えない範囲内において知事が定める額
教育長	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	<u>650,000</u>
常勤を要する人事委員会の委員	<u>650,000</u>

別表 2（第 4 条関係）

区分		報酬額
教育委員会	委員	円 月額 <u>187,000</u>
	委員長	同 <u>210,000</u>
選挙管理委員会	委員	同 <u>187,000</u>
	臨時補充委員	勤務 1 日につき 14,000
	議会選出の委員	月額 <u>116,000</u>
監査委員	議会選出の委員	月額 <u>116,000</u>

	識見を有する委員 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>233,000</u>
人事委員会	委員長 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>199,000</u>
	委員 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>178,000</u>
公安委員会	委員長	同 <u>199,000</u>
	委員	同 <u>178,000</u>
労働委員会	会長	勤務1日につき <u>27,800</u>
	委員	同 <u>24,700</u>
収用委員会	会長	同 <u>27,800</u>
	委員および予備委員	同 <u>24,700</u>
海区漁業調整委員 会	会長	同 <u>17,600</u>
	委員および専門委員	同 <u>14,700</u>
内水面漁場管理委 員会	会長	同 <u>17,600</u>
	委員および専門委員	同 <u>14,700</u>

別表3以下 省略

	識見を有する委員 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>246,000</u>
人事委員会	委員長 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>210,000</u>
	委員 (常勤を要する者を 除く。)	同 <u>187,000</u>
公安委員会	委員長	同 <u>210,000</u>
	委員	同 <u>187,000</u>
労働委員会	会長	勤務1日につき <u>29,300</u>
	委員	同 <u>26,000</u>
収用委員会	会長	同 <u>29,300</u>
	委員および予備委員	同 <u>26,000</u>
海区漁業調整委員 会	会長	同 <u>18,500</u>
	委員および専門委員	同 <u>15,500</u>
内水面漁場管理委 員会	会長	同 <u>18,500</u>
	委員および専門委員	同 <u>15,500</u>

別表3以下 省略